

香川県立五色台少年自然センター規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第4号

香川県立五色台少年自然センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県立五色台少年自然センター条例（平成19年香川県条例第6号。以下「条例」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、香川県立五色台少年自然センター（以下「少年自然センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 少年自然センターは、次の業務を行う。

- (1) 青少年の集団宿泊学習又は野外活動に関する研修会、講習会等を主催すること。
- (2) 青少年の集団宿泊学習又は野外活動のために便宜を供与し、並びに指導及び助言を与えること。
- (3) 天体観測装置等を児童、生徒等の利用に供して、天体研究その他自然に親しむ諸活動に関する指導を行うこと。
- (4) 青少年に対する自然科学及び人文科学（以下「自然科学等」という。）に関する教育活動及びこれに伴う実験、観察、実習等を行うこと。
- (5) 自然科学等の教育に関する専門的事項の調査研究を行うこと。
- (6) 自然科学等の教育に関する資料の収集、作成及び提供を行うこと。
- (7) 教育職員に対する自然科学等の教育に関する研修を行うこと。
- (8) 五色台における自然の保護に関する研究を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、少年自然センターの目的を達成するために必要な業務

(五色台少年自然センター自然科学館の分掌事務)

第3条 五色台少年自然センター自然科学館（以下「自然科学館」という。）は、次の事務を処理する。

- (1) 前条第4号から第8号までに掲げる業務を実施すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、所長が自然科学館に処理させることが適当と認めた事務

(職員)

第4条 少年自然センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 分館長
- (4) 副主幹
- (5) 主任専門職員
- (6) 主任
- (7) 専門職員
- (8) その他の職員

(職務)

第5条 所長は、上司の命を受けて、少年自然センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、上司の命を受けて、少年自然センターの事務（自然科学館に係るものを除く。）を処理し、所長を補佐する。
- 3 分館長は、上司の命を受けて、自然科学館の事務を処理し、所長を補佐する。
- 4 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 5 主任専門職員及び専門職員は、上司の命を受けて、専門的事務に従事する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

（休業日）

第6条 少年自然センター（自然科学館を除く。）の休業日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。

2 自然科学館の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 所長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

（利用の許可を要する施設）

第7条 少年自然センターのうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、研修室、宿泊施設、キャンプ場及びホールとする。

（利用の許可）

第8条 条例第4条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ香川県立五色台少年自然センター利用申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 少年自然センターの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 少年自然センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、少年自然センターの管理上支障があると認められるとき。

3 利用許可には、少年自然センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第4条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、香川県立五色台少年自然センター利用変更申請書（第2号様式）を所長に提出しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、変更許可について準用する。

（利用の許可の取消し等）

第9条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は少年自然センターの利用の停止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は所長の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。
- (3) 前条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。

（使用料）

第10条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立五色台少年自然センターの項に規定する教育委員会規則で定める使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、教育長が定めるところにより、少年自然センターの使用料を減免することができる。

- (1) 教育若しくは児童福祉に関する機関又は青少年の健全育成を目的とする社会教育関係団体の行事で利用するとき。
 - (2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第2条の規定の適用を受ける児童生徒であるとき。
- (入所の拒否等)

第12条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者については、少年自然センターへの入所を拒否し、又は少年自然センターからの退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼした者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物品を携帯する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、少年自然センターの管理運営上支障があると認められる者
- (損害賠償の責任)

第13条 利用者は、その責に帰すべき理由により利用許可若しくは変更許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

第14条 少年自然センターの施設、設備、物品等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、少年自然センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に附則第5項の規定による改正前の香川県少年自然の家^{（旧少年自然の家）}の管理運営に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第7号。以下「旧少年自然の家規則」という。）第8条第1項の規定によりされている利用の許可の申請（旧少年自然の家規則第7条第1号に掲げる施設に係るものに限る。）は、第8条第1項の規定によりされた利用の許可の申請とみなす。

3 旧少年自然の家規則第1号様式及び第2号様式による用紙は、当分の間、修正してそれぞれ第1号様式及び第2号様式による用紙として使用することができる。

(香川県自然科学館規則の廃止)

4 香川県自然科学館規則（昭和45年香川県教育委員会規則第14号）は、廃止する。

(香川県少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

5 香川県少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則 (趣旨)	香川県少年自然の家の管理運営に関する規則 (目的)

第1条 この規則は、香川県立屋島少年自然の家条例（昭和46年香川県条例第4号。以下「条例」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、香川県立屋島少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 略

(1)・(2) 略

(3) カッター、塩水プール等を児童、生徒等の利用に供して、^{そら}漕艇実習その他自然に親しむ諸活動に関する指導を行うこと。

(4) 略

（職務）

第4条 略

2 次長は、上司の命を受けて、少年自然の家の事務を処理し、^{そら}所長を補佐する。

3～5 略

（休業日）

第5条 少年自然の家の休業日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

（利用の許可を要する施設）

第7条 少年自然の家のうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、体育館、宿泊施設、会議室及びキャンプ場並びに塩水プール（専用使用により利用する場合に限る。）とする。

第1条 この規則は、香川県少年自然の家条例（昭和46年香川県条例第4号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、少年自然の家の管理運営に関し、必要な事項を定める。

（業務）

第2条 少年自然の家は、次の業務を行う。

(1)・(2) 略

(3) 天体観測装置、カッター、塩水プール等を児童、生徒等の利用に供して、^{そら}天体研究、漕艇実習その他自然に親しむ諸活動に関する指導を行うこと。

(4) 略

（職務）

第4条 略

2 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を行う。

3～5 略

（休業日）

第5条 休業日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項に定める日のほか、所長は、必要があると認めるときは、別に休業日を定めることができる。

（利用の許可を要する施設）

第7条 少年自然の家のうち条例第5条の許可を受けなければならない施設は、次の各号に掲げる少年自然の家の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

(1) 香川県立五色台少年自然の家 研修室、宿泊施設、キャンプ場及びホール

(2) 香川県立屋島少年自然の家 体育館、宿泊施設、会議室及びキャンプ場並びに塩水プール（専用使用により利用する場合に限る。）

(利用の許可)

第8条 条例第4条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、あらかじめ香川県立屋島少年自然の家利用申請書(第1号様式)を所長に提出しなければならない。

2・3 略

4 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第4条後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、香川県立屋島少年自然の家利用変更申請書(第2号様式)を所長に提出しなければならない。

5 略

(使用料)

第11条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立屋島少年自然の家の項に規定する教育委員会規則で定める使用料は、別表のとおりとする。

(入所の拒否等)

第13条 略

(1) 他人に迷惑を及ぼした者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物品を携帯する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、少年自然の家の管理運営上支障があると認められる者

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表(第11条関係)

(利用の許可)

第8条 条例第5条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、あらかじめ少年自然の家利用申請書(第1号様式)を所長に提出しなければならない。

2・3 略

4 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第5条後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、少年自然の家利用変更申請書(第2号様式)を所長に提出しなければならない。

5 略

(使用料)

第11条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立五色台少年自然の家の項及び香川県立屋島少年自然の家の項に規定する教育委員会規則で定める使用料は、別表のとおりとする。

(入所の制限等)

第13条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者については、少年自然の家への入所を拒否し、又は少年自然の家からの退所を命ずることができる。

(1) 伝染性の病気にかかっている者

(2) 他人に迷惑をかける行為又は嫌悪の情を催させる行為をする者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他に迷惑となるおそれのある物を携行する者

(4) その他少年自然の家の管理運営上支障があると認められる者

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表(第11条関係)

1 香川県立五色台少年自然の家

区	分	単	位	金額
---	---	---	---	----

<u>研修室使用料</u>		
<u>大研修室</u>	<u>9時から17時までの間 1時間あたり</u>	<u>560円</u>
	<u>17時から21時までの間 1時間あたり</u>	<u>740円</u>
第1研修室	<u>1時間あたり</u>	<u>140円</u>
第2研修室	<u>1時間あたり</u>	<u>140円</u>
<u>宿泊施設使用料</u>		
<u>一般</u>	<u>1人につき1泊</u>	<u>900円</u>
<u>生徒及び児童</u>		
個人		
<u>高等学校生徒</u>	<u>1人につき1泊</u>	<u>510円</u>
<u>中学校生徒</u>	<u>1人につき1泊</u>	<u>430円</u>
<u>小学校児童以下</u>	<u>1人につき1泊</u>	<u>330円</u>
<u>団体（学校行事又は教育委員会が主催する事業に20人以上で利用するものをいう。以下同じ。）</u>		
<u>高等学校生徒</u>	<u>1人につき1泊</u>	<u>430円</u>
<u>中学校生徒</u>	<u>1人につき1泊</u>	<u>350円</u>
<u>小学校児童以下</u>	<u>1人につき1泊</u>	<u>250円</u>
<u>宿泊施設を研修に利用する場合の使用料</u>	<u>1室につき1時間あたり</u>	<u>140円</u>
	<u>8時間を超える場合は、1室につき1,120円とする。</u>	
<u>ホール使用料</u>	<u>9時から17時までの間 1室につき1時間あたり</u>	<u>450円</u>
	<u>17時から21時までの間 1室につき1時間あたり</u>	<u>560円</u>
<u>附属施設及び設備の使用料</u>		
<u>天体望遠鏡</u>		
<u>一般</u>	<u>1人につき1回</u>	<u>300円</u>
<u>生徒及び児童</u>	<u>1人につき1回</u>	<u>200円</u>
<u>キャンプ用寝具</u>		
<u>一般</u>	<u>一式につき1泊</u>	<u>340円</u>
<u>生徒及び児童</u>		

略

個人	一式につき1泊	220円
団体	一式につき1泊	200円
キャンプ用炊事用具	一式につき食事1回	220円
ホール附設炊事設備	一式につき1日	900円
冷房使用料		
第1研修室	1時間当たり	170円
第2研修室	1時間当たり	170円
暖房使用料		
第1研修室	1時間当たり	170円
第2研修室	1時間当たり	170円
宿泊施設	1人につき1泊	60円
宿泊施設を研修に利用する場合	1室につき1時間当たり	170円

2 香川県立屋島少年自然の家

略

第1号様式 (第8条関係)

香川県立屋島少年自然の家利用申請書				
香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則第8条第1項の規定に基づき、次のとおり利用の申請をします。				
年 月 日				
香川県立屋島少年自然の家所長 殿				
申請者住所 _____				
申請者職氏名 _____				
団 体 名 _____				
利用目的				
利用期間	月	日から	入退所時刻	入所 時
	月	日まで		時
利用区分				
指導者職氏名				
施設、設備又は物品の使用料	名 称	単 位	単価	金 額
備考				
注	1 団体使用の場合は、別に日程表を添えること。 2 団体使用の場合は、申請者住所及び申請者職氏名の欄は、団体の代表者の住所及び職氏名を記入すること。			

第1号様式 (第8条関係)

少年自然の家利用申請書				
香川県少年自然の家の管理運営に関する規則第8条第1項の規定に基づき、次のとおり利用の申請をします。				
年 月 日				
少年自然の家所長 殿				
申請者住所 _____				
申請者職氏名 _____				
団 体 名 _____				
利用目的				
利用期間	月	日から	入退所時刻	入所 時
	月	日まで		時
利用区分				
指導者職氏名				
施設、設備又は物品の使用料	名 称	単 位	単価	金 額
備考				
注	1 団体使用の場合は、別に日程表を添えること。 2 団体使用の場合は、申請者住所及び申請者職氏名の欄は、団体の代表者の住所及び職氏名を記入すること。			

第2号様式（第8条関係）

香川県立屋島少年自然の家利用変更申請書

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則第8条第4項の規定に基づき、次のとおり利用の変更の申請をします。

年 月 日

香川県立屋島少年自然の家所長 殿

申請者住所 _____

申請者職氏名 _____

団体名 _____

許可済の内容	利用目的			
	利用期間	月 日から 月 日まで	入退所時刻	入所 時 退所 時
	利用区分			
	指導者職氏名			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後	
変更の理由				
備考				
注 団体使用の場合は、申請者住所及び申請職氏名の欄は、団体の代表者の住所及び職氏名を記入すること。				

第2号様式（第8条関係）

少年自然の家利用変更申請書

香川県少年自然の家の管理運営に関する規則第8条第4項の規定に基づき、次のとおり利用の変更の申請をします。

年 月 日

少年自然の家所長 殿

申請者住所 _____

申請者職氏名 _____

団体名 _____

許可済の内容	利用目的			
	利用期間	月 日から 月 日まで	入退所時刻	入所 時 退所 時
	利用区分			
	指導者職氏名			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後	
変更の理由				
備考				

(香川県少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この規則の施行の際現に旧少年自然の家規則第8条第1項の規定によりされている利用の許可の申請(旧少年自然の家規則第7条第2号に掲げる施設に係るものに限る。)は、前項の規定による改正後の香川県少年自然の家の管理運営に関する規則第8条第1項の規定によりされた利用の許可の申請とみなす。
- 7 旧少年自然の家規則第1号様式及び第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

(香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

- 8 香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則(昭和51年香川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>3 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 分館長</u></p> <p><u>(8)～(30) 略</u></p>	<p>3 前2項に規定する機関以外の機関の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(29) 略</u></p>

別表(第10条関係)

区 分	単 位	金 額
研修室使用料		
大研修室	9時から17時までの間1時間当たり	560円
	17時から21時までの間1時間当たり	740円
第1研修室	1時間当たり	140円
第2研修室	1時間当たり	140円
宿泊施設使用料		
一般	1人につき1泊	900円
生徒及び児童		
個人		
高等学校生徒	1人につき1泊	510円
中学校生徒	1人につき1泊	430円
小学校児童以下	1人につき1泊	330円
団体(学校行事又は教育委員会が主催する事業に20人以上で利用するものをいう。以下同じ。)		
高等学校生徒	1人につき1泊	430円
中学校生徒	1人につき1泊	350円
小学校児童以下	1人につき1泊	250円
宿泊施設を研修に利用する場合の使用料	1室につき1時間当たり	140円

ホール使用料	8時間を超える場合は、1室につき1,120円とする。 9時から17時までの間1室につき1時間当たり 17時から21時までの間1室につき1時間当たり	450円 560円
附属施設及び設備の使用料		
天体望遠鏡		
一般	1人につき1回	300円
生徒及び児童	1人につき1回	200円
キャンプ用寝具		
一般	一式につき1泊	340円
生徒及び児童		
個人	一式につき1泊	220円
団体	一式につき1泊	200円
キャンプ用炊事用具	一式につき食事1回	220円
ホール附設炊事設備	一式につき1日	900円
冷房使用料		
第1研修室	1時間当たり	170円
第2研修室	1時間当たり	170円
暖房使用料		
第1研修室	1時間当たり	170円
第2研修室	1時間当たり	170円
宿泊施設	1人につき1泊	60円
宿泊施設を研修に利用する場合	1室につき1時間当たり	170円

第1号様式（第8条関係）

香川県立五色台少年自然センター利用申請書				
香川県立五色台少年自然センター規則第8条第1項の規定に基づき、次のとおり利用の申請をします。				
年 月 日				
香川県立五色台少年自然センター所長 殿				
申請者住所 _____				
申請者職氏名 _____				
団 体 名 _____				
利 用 目 的				
利 用 期 間	月	日	入退所時刻	入所退所 時 時
利 用 区 分				
指 導 者 職 氏 名				
施設、設備又は物品の使用料	名 称	単 位	単 価	金 額
備 考				
注 1 団体使用の場合は、別に日程表を添えること。				
注 2 団体使用の場合は、申請者住所及び申請者職氏名の欄は、団体の代表者の住所及び職氏名を記入すること。				

第2号様式（第8条関係）

香川県立五色台少年自然センター利用変更申請書				
香川県立五色台少年自然センター規則第8条第4項の規定に基づき、次のとおり利用の変更の申請をします。				
年 月 日				
香川県立五色台少年自然センター所長 殿				
申請者住所 _____				
申請者職氏名 _____				
団 体 名 _____				
許可済の内容	利用目的			
	利用期間	月 日から 月 日まで	入退所時刻	入所 時 退所 時
	利用区分			
	指導者職氏名			
変更の内容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 理 由				
備 考				
注 団体使用の場合は、申請者住所及び申請者職氏名の欄は、団体の代表者の住所及び職氏名を記入すること。				